

# くらしの法律救急箱



## 第11回 時効に関するギモン

時効とは何ですか。

Q 1

A 1

時効とは、一定の事実状態が法定の期間継続した場合に、その状態が真実の権利状態に合致しているかどうかを問わず、権利の取得や消滅という効果を認める制度です。権利の取得を認めるのが「取得時効」、権利の消滅を認めるのが「消滅時効」です。時効によって権利を取得したり失ったりしても、それに対する補償金などは発生しません。

なお、期間の経過だけではなく、そのことによって利益を受ける人が「援用」して初めて時効の効果が認められます。

時効という制度はどうして認められているのですか。

Q 2

A 2

時効制度は、主に3つの理由で説明されています。1つめは、社会の法律関係の安定という理由です。長

期間、ある事実状態が続くと、周りの人はそれを正しいものと信頼し、それを前提にいろいろな法律関係が成立していきます。ですから、真実はどうであれ、事実をそのまま法律関係として認めるべきという考え方です。2つめは、権利を持っていても、それが長期間行使されないと、その権利があるかないかに関する証拠が不明となり、裁判によって認定することも困難になる、という理由です。3つめは、「権利の上に眠る者は保護しない」、つまり、権利を持っていても、それを行使しないで放置している人は保護する必要はない、という理由です。

Q 3

A 3

「取得時効」を主張できるのはどのようなときですか。

取得時効が成立するためには、「所有の意思」をもって、他人の物を20年間または10年間、占有することが必要です。「所有の意思」が必要なので、例えば、賃借物件を長年使用し続けても、その物件の所有権を時効取得するということはありません。取得時効の事例としては、「測量などを実施しないまま土地を購入して建物の敷地として利用していたところ、購入から何十年